

# 総務文教常任委員会記録

令和3年3月12日

【開催日】 令和3年3月12日（金）

【開催場所】 第2委員会室

【開会・散会時間】 午前9時～午前9時21分

【出席委員】

委員長	河野 朋子	副委員長	伊場 勇
委員	奥 良 秀	委員	笹木 慶之
委員	中岡 英二	委員	長谷川 知司
委員	山田 伸幸		

【欠席委員】

なし

【委員外出席議員等】

議長	小野 泰	副議長	矢田 松夫
----	------	-----	-------

【執行部出席者】

副市長	古川 博三	総務部長	川地 諭
総務課長	田尾 忠久	総務課課長補佐兼総務係長	奥田 孝則
総務部次長兼人事課長	辻村 征宏	人事課主幹	光井 誠司
消防課長	末永 和義	消防課課長補佐	田中 弘保
消防課消防庶務係長	若松 宗徳	消防課消防団係長	市山 陽介

【事務局出席者】

事務局次長	石田 隆	議事係長	中村 潤之介
-------	------	------	--------

【審査内容】

- 1 議案第20号 山陽小野田市山陽消防署埴生出張所建設基金条例の制定について (消防)
- 2 議案第19号 山陽小野田市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について (人事)
- 3 議案第36号 山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更について (総務)

河野朋子委員長 ただいまから、総務文教常任委員会を開会します。それでは、審査を始めたいと思います。審査内容 1 番、議案第 20 号について審査を行います。それでは執行部の説明をよろしくお願いします。

末永消防課長 議案第 20 号山陽小野田市山陽消防署埴生出張所建設基金条例の制定について、消防課より説明させていただきます。この条例は、山陽消防署埴生出張所の建て替えに伴う建設財源の確保を目的として、地方自治法の規定に基づき基金を設置するものです。埴生出張所は昭和 56 年に建設され、建築から 39 年が経過し、老朽化が著しく、雨漏りや壁の傷み等も見受けられます。また、昭和 56 年 5 月 31 日以前の建築確認を経て建設された建物であるため、耐震性に課題があります。これらの理由から建て替えを計画しているものです。建設場所については、現在の埴生出張所南側の市所有地を造成し、建設予定地としております。建て替えのスケジュールについてですが、令和 3 年度に基本設計、土地造成設計及び基金の積立て、令和 4 年度に実施設計、地質調査、土地造成、家屋調査及び基金の積立て、令和 5 年度、6 年度に新庁舎建設、令和 7 年度に旧庁舎解体工事を行うこととしています。なお、基金は、石油貯蔵施設立地対策等交付金の全部又は一部を、石油貯蔵施設立地対策等交付金交付規則第 10 条第 3 項に規定する施設整備基金として積み立てるものです。御審査のほどよろしくお願いします。

河野朋子委員長 説明が終わりましたので、委員からの質疑を受けます。

山田伸幸委員 今回の基金条例は、既に建設場所がここであるということを決めた上での基金条例となるのでしょうか。

末永消防課長 基金を制定するに当たりまして、県との調整をこれから図って

いくこととなります。

山田伸幸委員 私が聞きたいのは、この基金条例の金額、予定額というものは、もう既にこの場所に建設をするということを前提に作られる基金条例なのかどうなのかということをお聞きしたんですが。

末永消防課長 その予定としております。

河野朋子委員長 今の答弁によれば、建設場所を前提とした条例であって、建設場所が例えば違った場合は、この条例は提案できないということなんですか。その辺り、もう一度確認します。

川地総務部長 先ほど説明しましたように、これは県の貯蔵施設の立地交付金を充当します。この県の申請に当たっては、この消防の庁舎の建設場所、それから平面図等々を一緒に出す形になりますので、この建設場所を具体化して県を通して国に申請をしなければなりませんので、当然この場所で申請するという形になります。もし、場所が変われば、またそれは申請をし直すという形になりますので、もしそうなれば、この条例は変える必要があるのかなと思っております。

山田伸幸委員 変える必要があるというのは金額なんですか。それとも場所が正式決定した後に出し直すということなんでしょうか。

川地総務部長 恐らく、条例を出し直す必要があるだろうと思っています。

山田伸幸委員 現在のこの議案第20号で検討されている予定の金額というのは、どの程度までを基金として積み上げていく予定なんでしょうか。

末永消防課長 基金につきましては、令和3年度、4年度で積み上げまして約1億7,000万円を基金として積み立てる予定にしております。

山田伸幸委員 では、今検討されている全体金額は幾らなんでしょうか。

末永消防課長 建物に関する計画ですが、2億5,700万円を現在のところは計画しております。

山田伸幸委員 今回の金額の差額は一般会計からということでしょうか。

末永消防課長 そのとおりです。

川地総務部長 補足させていただきます。令和3年度、4年度で先ほど言った金額を積み立てます。令和5年度、6年度で建設という形を御説明させていただきました。石油貯蔵施設立地対策交付金というのは、前もって積み立てるのはいいんですけども、当該年度に建物を建てる場合には、1年間で建てた場合は、例えば、令和5年度の当該交付金は、そのままその建物に充当することができますが、今私どもが考えているのは、令和5年度、令和6年度の2か年で建物を建てると。工期的な問題がありますので、そういった場合、2か年にわたった建物については、令和5年度、6年度の当該交付金は、充当できないといった形になっております。したがって、令和3年度、4年度で積み立てて、令和5年度、6年度に、令和3年度、4年度の積立部分を充当する。令和5年度、6年度の当該交付金は、別の事業に充てるといったそのような形になっております。ちょっと複雑で大変申し訳ありません。先ほどありました、令和5年度、6年度で恐らくまだ充当残がかなり出ますので、その辺につきましては、今、実施計画上では一般財源という形にしておりますが、最終的には、起債を充当する可能性が強いと御理解いただければと思います。

山田伸幸委員 基金を積み上げる問題、そして最初に説明があったように、老朽化というのは、私も以前、消防の議会議員でしたので、その際にも壁

からもう染みが出ているような、あるいはカビが生えているような状況というのは確認して、労働安全衛生上もよくないなというのを感じておりました。また、あそこの場所が国道2号線沿いで、津布田地域のことも考えてはいたんですけど、建設場所については、前提だと言われるとあそこでいいのかなという問題がやはり出てきます。これは後の一般会計の審査でも関わってくるんですけど、先ほど言われたようにその場所が前提となると後の審査にも影響してくるんじゃないかなと思っております。これは当委員会でのこの条例の制定についてですけど、これを前提とされてしまうと、私自身としては審査しにくいなと感じます。

河野朋子委員長 そのような指摘がありました。本会議でも、今回の建て替えについて、建設場所について議員からいろんな疑問の声が出ておりました。やはり建設場所について、しっかりと審査しないと、今伺いますとその建設場所が前提となった条例であって、建設場所にもし変更があった場合は、条例の出し直しをしないといけないということも明らかになりましたので、今、山田委員が指摘されたように、審査については事業内容をしっかり審査した後に改めて審査したいと思いますが、委員の皆さんいかがですか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）では、議案第20号については、分科会の後、改めて委員会で審査させていただきます。よろしく申し上げます。続きまして、それでは議案第19号について審査します。

辻村総務部次長兼人事課長 それでは議案第19号、山陽小野田市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について御説明させていただきます。この度の条例につきましては、国家賠償法では職員等の国に対する損害を賠償する責任を、故意又は重大な過失がない場合は、求償対象となりませんが、改正前の自治法下での住民訴訟では、同様な状況下であっても免責が認められない状況でありました。令和2年4月に地方自治法が改正され、条例を定めることにより損害賠償責任の一部を免責することができるようになったことから、この度制定するものであります。

本条例は、市長等が負わなければならない損害賠償責任額が定められており、その額を超える損害賠償の責任額について免責されるものとなっております。お手元に資料をお渡ししておりますけども、資料の真ん中に免責される額というところで、簡単な式を出させていただいております。ここに書いています免責される額というのは、損害賠償責任額から基準給与年額掛ける条例に定める乗数、この条例に定める定数というのが、条例第2条に書いてあります、市長が6、副市長等が4、農業委員等が2、職員が1、この数字が乗数となっております。つまり年額掛ける市長であれば6倍の額までは、市長の責任として支払わなければならない。それを超える額について免責しようというものです。算出例として、副市長を例に出させていただいて、1億円の損害賠償が請求された場合ということで出させていただいておりますけども、今の副市長の給料は月額66万6,000円です。基準給与年額というのは、給料の年額と期末手当の年額、これを合わせますと約1,154万8,440円となりますので、免責される額というのは、1億円から先ほどの1,154万8,440円掛ける、副市長の場合乗数が4ですので、4を掛けたものを引いた残り5,380万6,240円が免責される額ということになります。こういう形で免責されるということになりますので、故意又は重大な過失がない場合であっても、最低限この金額、ここにある計算によって求められる額は、責任として負担しなければならない。それを今回定めさせていただいたということです。

河野朋子委員長 説明がありましたので、この件について質疑を受けます。

笹木慶之委員 二、三お尋ねします。まず1点は、故意又は重大な過失と判断するのは、どこで誰が判断するのでしょうか。

辻村総務部次長兼人事課長 想定されるのは住民訴訟です。その住民訴訟では責任、故意又は過失という判断もその裁判で明らかになるということですので、そこで、故意又は重大な過失がないと判断されれば、この条例

が適用されますし、責任があるということになれば免責がありませんので、その賠償額がそのまま本人に行くということになります。

笹木慶之委員 関連してですが、職員の場合には、損害賠償責任というのがあって求償権の放棄は議会の議決が要りますよね。これは議会の議決は要らないということなんですか。

辻村総務部次長兼人事課長 おっしゃるとおりで、一応これにつきましては、職員に対しては市なりが請求することになりますけども、それについては、一応、議会での議論というのはなくて、そのまま免責は適用されます。そこで議会の議論が出てくればそちらの判断も併せてすることになると思いますけども、基本的には直接請求があればこの条例が適用されるということになります。

笹木慶之委員 今曖昧なことで言われたんで、やはりきちんとっていただきたいんですが、これは法律に基づいて条例を制定するわけですね。法律の中にもそういうような文言はないし、議会に関することはありませんよね。それから条例の中にも当然明記されておられません。ということはまず原則的には議会の議決といいますか、議会の判断というか、それはないと判断していいですね。

辻村総務部次長兼人事課長 そのとおりです。

山田伸幸委員 先ほど乗数について、市長が6、副市長が4と言われたんですが、この乗数というのは県内他市と比べたらどういう数値でしょうか。

辻村総務部次長兼人事課長 これにつきましては、地方自治法施行令で一応基本が定められております。最低が定められております。県内は全て基本的には乗数を指定しております。これを定めております。



河野朋子委員長 これについては監査委員からの意見の中にも明記してありました。

長谷川知司委員 免責された残りの金額はどのように払うんですかね。

辻村総務部次長兼人事課長 免責額以上については市の責任として支払うことになろうと思います。

河野朋子委員長 ほかに質疑はよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）質疑なしということで討論はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論なしということで、本議案について採決します。本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

河野朋子委員長 全員賛成で本議案は可決すべきものと決しました。続きまして、議案第36号について審査します。よろしくをお願いします。

田尾総務課長 それでは、議案第36号山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更について御説明申し上げます。これは宇部・阿知須公共下水道組合の解散に伴い、地方自治法第286条第1項の規定により、令和3年3月31日限り、宇部・阿知須公共下水道組合を脱退させ、山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更について、地方自治法第290条の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。御審議のほどよろしくをお願いします。

河野朋子委員長 説明が終わりましたので、質疑を求めます。質疑はよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）では、討論もよろしいですか。（「は

い」と呼ぶ者あり) それでは、本議案について採決します。本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

河野朋子委員長 全員賛成で本議案は可決すべきものと決しました。以上で委員会の内容は一応終わりましたので、ここで委員会を閉じます。9時30分から分科会を開会しますので、よろしくお願ひします。

---

午前9時21分 散会

---

令和3年(2021年)3月12日

総務文教常任委員長 河野朋子